

町全域が中山間地域 次への対策を 県への支援要望と連携し取組む



矢野 依伸 議員

問 中山間地域の定義と町内における中山間地域の位置付けはどのようになっているのか。

また、今回の調査で3集落の漁村対象地域が含まれているがどこか。

答 徳廣企画調整室長

県では山間地域及びその周辺地域など地理的経済的に不利な地域として、地域振興に関する過疎法など5つの法律(※)の指定を受けている地域を中山間地域としている。

町としては、おおむね県が調査した50世帯未満の26集落と町独自調査の50世帯以上の4集落(拳ノ川、奥湊川、蛭川、馬荷)を特に中山間地域として認識している。

漁村対象地域としては、鈴、白浜、灘の3地区が調査対象集落として調査を行っている。

※5つの法律とは
①過疎地域自立促進特別措置法

②特定農山村地域における活性化のための基盤整備の促進に関する法律(以上、2法律は町内全域指定)

③山村振興法(旧大方町白田川村と旧佐賀町指定)

④半島振興法(旧大方町【当町は4法律が指定】)
⑤離島振興法(指定外)

問 10年ぶりに行った調査で明らかになったことは何か。

答 徳廣企画調整室長

県の調査結果では、これから10年先には集落が衰退、消滅すると危惧する集落代表者は8割におよび、集落の維持存続に不安や危機感を抱いている。

また、10年先には地域リーダーの後継者がいるかとの問いに、いるとの回答は県平均で48・6%

に対し、町内では73・3%と高い結果であったが、10年後には衰退していくとの回答は、県平均と同様に8割近くあった。これらにより、今後においては一段と厳しい状況が見込まれる。

問 山間部、平野部それぞれ状況の違いはあるが、4法律の指定や現状から町内全域が中山間地域だ。今後更なる対策を行うていくには、これまでの取組みの成果や課題を検証していく必要性があると考えるがどうか。

答 徳廣企画調整室長
調査結果については庁内関係部署と共有して対策を行っている。

また、県下における集落の課題は共通する部分が多く、県へ対策支援を要望していくとともに連携して施策を進めていく。

問 県施策の山中八策のデジタル化の推進で、水産業分野の操業効率化支援ツール開発事業を行うとあるが内容は。

答 今西海洋森林課長

過去の漁獲データ、燃油費、餌代など様々なデータによって利益を可視化するソフトの開発で、出漁時の判断サポートを行い、より採算性の高い操業に結び付けることを目的とするもの。漁業は特に変動要因が多く、利益という基準で実際の操業実施の判断を行うことが難しい面がある。今後、県漁協組合関係者間で情報共有し、新たな取組みの検討を進めたい。



2年ぶりに開催された御坊畑の「秋を楽しむ会」(令和4年11月6日)